

議案第29号

幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

幕別町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「職員（」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する」を加える。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。